

# 北海道行政基本条例に関する外部有識者意見に対する道の考え方

## I 北海道行政基本条例に基づく各施策の取組状況について

	意見	道の考え方
第3条 情報の公開	<p>様々な場面で積極的に取り組まれている姿勢には敬意を表する。ただ、道民にそのことがどこまで浸透しているかについては、地域特性等を考慮しても今ひとつのように感じられる。</p> <p>どれも「十分取り組まれている」と言ってもよいレベルであると思うが、そのことを道民に理解してもらえるかが疑問である。</p>	<p>道の取組が道民の皆様には十分浸透するよう、様々な機会や多様な媒体を活用するなどして、積極的な周知に努めて参ります。</p> <p>道政に関する情報提供につきましては、本条例第3条第2項に基づき、迅速な提供に努めることとしておりますが、ご意見を参考とさせていただきます、適切な情報の公開に努めて参ります。</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます、道民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めて参ります。</p>
	<p>情報公開がタイムリーに行うことができるよう、「公開すべき事案発生後3日以内あるいは7日以内に公開する」というような基準日を設けるのはいかがか。部局毎に取扱が様々な印象がある。</p>	
	<p>情報の公開について、「情報のわかりやすい提供」が弱いように感じる。ホームページの機能は重要だが、使いづらいという声が多い。提供者の立場だけでなく、利用者の目線に立った改善に努めてほしい。</p>	
	<p>ホームページの作り方、広報誌「ほっかいどう」のあり方など、さらに工夫の余地がある。ブログ、ツイッター、メルマガもあるが活用はまだまだ。もっとわかりやすく、ビジュアル(動画など)にしてほしい。</p>	
	<p>多様な媒体の活用について媒体数が多いのは望ましいが、何をどの媒体で伝えるのかを検討して欲しい。</p>	
	<p>情報の公開について、他自治体では個人情報保護とあわせて報告書作成がなされているところもあり参考にして欲しい。</p>	
第4条 道民の参加	<p>附属機関における経験として、道民の参加について、提案等が道民から集まらなくなった際には、道内市町村への聞き取り、道内各地で公聴会を開くなどして、幅広い道民の道政参加を促す努力を行えばよかった。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、道民の皆様の幅広い参加機会の確保や、参加機会の拡大などに努めて参ります。</p>
	<p>道民参加の推進のために更なる努力が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加する道民に年齢的・階層的に偏りがないようにする。</li> <li>・参加のレベル(情報の公開、公聴会、意見聴取、政策提言、施策の実施)を多様化する工夫を図る。</li> </ul>	
第5条 附属機関等の委員の公募等	<p>公募を実施している附属機関の割合が25%程度で、割合がやや少ないのではないか。</p>	<p>附属機関等の委員の公募につきましては、附属機関に関する基準を定め、附属機関等の設置目的に応じて委員の公募に努めてきておりますが、より積極的に委員の公募が行われるよう取り組んで参ります。</p>
第7条 総合計画の策定等	<p>総合計画の策定について、どのような形で道民や市町村の参加機会を確保したのか不明。指標の設定については、より一層の根本的検討が必要。</p>	<p>総合計画の策定に当たっては、パブリックコメントや地域意見交換会、市町村への照会及び道民意識調査を実施するなど、様々な手法で道民の皆様と市町村の参加機会を確保しました。</p> <p>なお、頂戴したご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
第8条 政策評価の実施等	<p>政策評価に関して、測定しやすいアウトプット評価になりやすいが、アウトカム評価も必ず入れ、加えて、そのアウトカムを達成するために費やしたコストを示すべきと考える。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、適切な政策評価の実施に努めて参ります。</p>
	<p>政策評価委員会は、さらに強化を。</p>	
第9条 財政運営等	<p>財政運営に関する事項は、さらにわかりやすく公表してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、道民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めて参ります。</p>
第10条 執行体制の整備	<p>総合的、効果的、効率的に推進するためには、組織のあり方や運用に柔軟な姿勢が必要。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、適切な執行体制の整備に努めて参ります。</p>
第11条 外部監査人の監査	<p>外部監査はさらに強化を。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただきます、適切な外部監査の実施に努めて参ります。</p>

意見		道の考え方
第14条 苦情の審査等	個人情報保護に対する不服申し立てや審査の状況についての情報提供を、もっとアクセスしやすく、詳しく行えるように。	ご意見を参考とさせていただき、道民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めて参ります。
第15条 個人情報の保護		
第16条 道民との協働	道民の協働について、成功事例をあまり耳にしない。ひとところの”協働熱”は冷めたように感じる。	道と民間の方々との協働については、両者が成果等をふりかえる「協働評価」を実施しており、その事例や全庁における取組状況等を公表しておりますが、ご意見を参考とさせていただき、わかりやすい情報提供などの取組推進に努めて参ります。
	様々なところでNPOなどと協働していることと思うが、あまりその成果を目にしない。協働の結果、どのような新しい方向が得られたかなどのアピールが必要。	
	特定のNPOや民間企業から漏れた道民一般の声を吸い上げる方策が見受けられない。	
	民間の活力は、もっと進めてよいのでは。	
	協働に関して、政府と基礎自治体の中間に位置する道は協働できることに限りがあるものの、力を入れていることは民活による効率的行政運営や民間セクター発展の視点で評価できる。一方で、様々な協働の手法等の知見があまり無い市町村も見られ、道が積極的に情報提供やコンサルティング行っていただきたい。	
第17条 市町村との連携協力	市町村等との連携協力も、取組の道民へのアピールが必要。	道の取組が道民の皆様には十分浸透するよう、様々な機会や多様な媒体を活用するなどして、積極的な周知に努めて参ります。
	市町村との連携はまだまだ足りない。さらに強化を。	ご意見を参考とさせていただき、適切な市町村との連携協用に努めて参ります。
第17条 市町村との連携協力	市町村等との連携協力については、道として取組みを行っていることは理解しているが、市町村及び国から見た場合に、満足できる協力・連携が行われていると考えられているとは感知されない。市町村・国に納得されるアプローチが必要なように思われる。	市町村等との連携協用に当たっては、相互に十分な理解のもと、適切なプロセスにより進めていくよう努めて参ります。
第19条 国への協力要請及び意見等の提出		
※その他 (条文以外)	JR北海道の赤字路線廃止に対する道の対応について、JRと地元自治体を調整し、国に積極的に意見を言える立場にあるのは道であると思うが、今までの道の対応は十分なものとは言えない。	個別課題に対し頂戴したご意見につきましては、関係部署に伝え、今後の道営運営の参考とさせていただきます。
	胆振東部地震の災害対策や支援について、道民に対する説明や該当市町村への支援体制が不明瞭であった印象。	
	財政的基盤の弱さを強調するあまり、道民の意識開発や関与姿勢が消極的で、マンパワーの不足、資源格差があることにより、薄めさせるような取組に感じられる。	
	制度に沿って行わなければいけなかったり、国の意向があったりするという理由からであろうが、型にはまった取組という印象がある。	

## 2 社会経済情勢の変化等を踏まえた取組について

意見		道の考え方
前文	格差社会という現実への対応も必要。	本条例前文の「多様化する課題や道民のニーズ」の一つでありますので、本条例に基づき、関係する施策の充実に努めて参ります。
	地方分権の「自らの責任の下に決定する」という理念が、実際の行政にあまり感じられない。財政制約の下で難しいと思うが、必要であれば組織の統廃合なども含む思い切った政策を打ち出していただきたい。	本条例前文の「地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現」との基本的認識のもと、関係する施策の充実に努めて参ります。
	条例の基本的考え方の中に、「地域のことは地域自らの責任の下に決定する」というものがあるが、少子高齢化が進行する中で、平成14年からは大きな変化があると考ええる。現在の条項の中に、情報の公開、公聴会、パブコメ、道民投票、委員の公募などがあるが、「地域が自ら、地域の将来を考えた施策の立案とその実施」というところまでは見据えていないと思われる。自立的な地域をつくりあげるためには、そのための人材育成、それを支える教育、産業振興、文化振興、福祉など、すべての施策の連動が欠くことのできないものである。また、様々な知恵と創造を生み出しやすい環境も重要である。地域が地域のための施策を創造しやすい環境づくりと、それを支える人材づくりの推進が必要だと考える。	
第2条 行政運営の基本理念	「行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。」という理念はこれからも必要であるが、一方で、道内各地の人口減少、市町村職員の減少に対して、市町村業務の多様化、複雑化、増加する状況で、道のリーダーシップを期待する声もある。道が市町村を主導するというよりは、道が市町村のニーズを探り出した上で解決策を市町村へ主体的に提案し、市町村がその提案を実行する場合、道はノウハウだけでなく、資金、人材をも市町村へ提供する支援の実効性を高めることを行うリーダーシップである。政府・中央省庁がやる気と人脈を持つ市町村へ直接支援する例も増えているが、多数派の市町村は道民ニーズの多様化や複雑化に適切な解決を行えていないように見える。それを「道のリーダーシップ」、市町村へ命令、指導をトップダウンで行うリーダーシップではなく、道の行政運営の理念を尊重した上で、助言と支援を中心とした伴走（寄り添い）型リーダーシップにより、市町村との連携協働を進める理念も必要な時代ではないか。	
	人口や地場産業、農作物等、誇れる”県”であると思っており、国の動向に左右されない固有なあり方があってよいと思われる（このような規模で独立している国もある）。	本条例で定める行政運営の基本理念において、「北海道の将来を展望し、地域の実情に即した政策を総合的、効果的かつ効率的に推進すること」としており、頂戴したご意見につきましては、今後の道政運営の参考とさせていただきます。
	基本理念について、抽象的であるのはやむを得ないとしても、もう少しどのような社会の実現を目指すのかが書かれているとよいように思う。例えば、多様性の尊重、自然との共存（安心・安全）など。	本条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定めたものであり、頂戴したご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

意見		道の考え方
第7条 総合計画の策定等	<p>総合計画の策定等について、本条例では計画の体系として総合計画と特定分野計画を想定している。しかし、条例策定後に新たな政策テーマとして、北海道創生総合戦略やSDGs推進ビジョンなどの総合的な計画が登場してきている。これらの計画を特定分野計画に位置付けるのは無理があり、計画体系をわかりやすく再整理する必要があるように感じている。</p>	<p>総合計画は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すものであり、個別具体的な施策・事業については、総合計画とは別に策定する計画に委ね、一体で推進することとしています。</p> <p>特に、人口減少問題や強靱な北海道づくりなど、喫緊の課題に対応する計画である北海道創生総合戦略及び北海道強靱化計画については、「重点戦略計画」として位置付け、関連する施策を長期的な展望に立って重点的に推進することとしています。</p> <p>また、総合計画の推進に当たっては、毎年度の政策評価を通じた管理のほか、数年ごとに中期的な点検・評価を行っています。北海道総合計画と北海道SDGs推進ビジョンとの関係については、今年度実施している中期的な点検・評価の中で整理したいと考えています。</p> <p>頂戴した御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>総合計画策定に当たっては、地域の持つ特性を活かすこと、広域的施策、道の持つ資源を活かした専門性の高い施策など、総合的な調整役割を果たすという観点も書きこめるとよいように思う。</p>	<p>総合計画においては、地域づくりの基本的な考え方として、「地域の特性や豊かな地域資源を活かした地域づくり」や「振興局と市町村が一体となった地域づくり」、また、「地域間の連携と補完による地域づくり」などといった視点を掲げています。</p> <p>頂戴したご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
第16条 道民との協働	<p>基本原則について、協働は重要であるが、その前に道民が何を求めているかを十分把握する視点が必要であるように思う。</p>	<p>道民ニーズの把握につきましては、本条例第4条において「道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映」することを規定しており、道民の皆様との協働においても基本原則となるものであり、ご意見を参考とさせていただき、ITの活用や、市町村との連携による、より地域に密着した道民意向の把握などにさらに工夫を重ねてまいります。</p>
第19条 国への協力要請及び意見等の提出	<p>地方創生に向けた国への働きかけを強化してもらいたい。</p>	<p>地域の実情に応じた地方創生の取組が行えるよう、本道にとって必要な施策の推進や予算の確保に向け、引き続き国等に対し提案・要望を行って参ります。</p>
※その他 (条文以外)	<p>大学との組織的な連携を強化してもらいたい。</p>	<p>道においては、包括連携協定による事業連携や、人事交流等により大学との連携を行って参りますが、引き続き、大学と連携した様々な取組を進めて参ります。</p>
	<p>公務員においては、かねて公務員倫理にかかる規則等が定められてきているところであるが、社会情勢を鑑みると、本務以外における行動を含めた倫理的行動に注目が集まる傾向がある。公務員としての倫理観の保持等のあり方・方法について、一考する必要があるように思われる。</p>	<p>職員の職場外での行動のあり方や倫理観の保持等につきましては、道民の皆様の模範となるよう、職場研修などあらゆる機会を捉えて周知徹底を図るなど、取組を進めて参ります。</p>
	<p>歴史認識も先住民への捉え方の変革により変化するであろうし、自然環境、動植物などのエコロジカルな現状への付加価値を経済的価値に融合する仕組みを作り、働き方、生活様式、近隣住民の交流のあり方などもモデルになるようなあり方を道職員も示せるように（喫煙レベルではなく）していかれたいと考える。倫理や世界の動向について、学びを応用していただきたく願う。</p>	
<p>地球温暖化に伴う気象災害の増加、また、人口減少社会への対応が益々重要になってくると思われる。</p>	<p>社会経済情勢の変化等に伴う道の様々な課題対応に関して頂戴したご意見につきましては、道として適切な対応に努めて参ります。</p>	